

小柳町六丁目西武住宅地区地区計画の変更に係る原案の縦覧について

府中市地域まちづくり条例（平成15年条例第18号）第12条の規定により、小柳町六丁目西武住宅地区地区計画の変更に係る原案の縦覧を次のとおり公告する。

なお、同条例第14条の規定により、市民及び利害関係人は、次のとおり府中市に対して意見書を提出することができる。

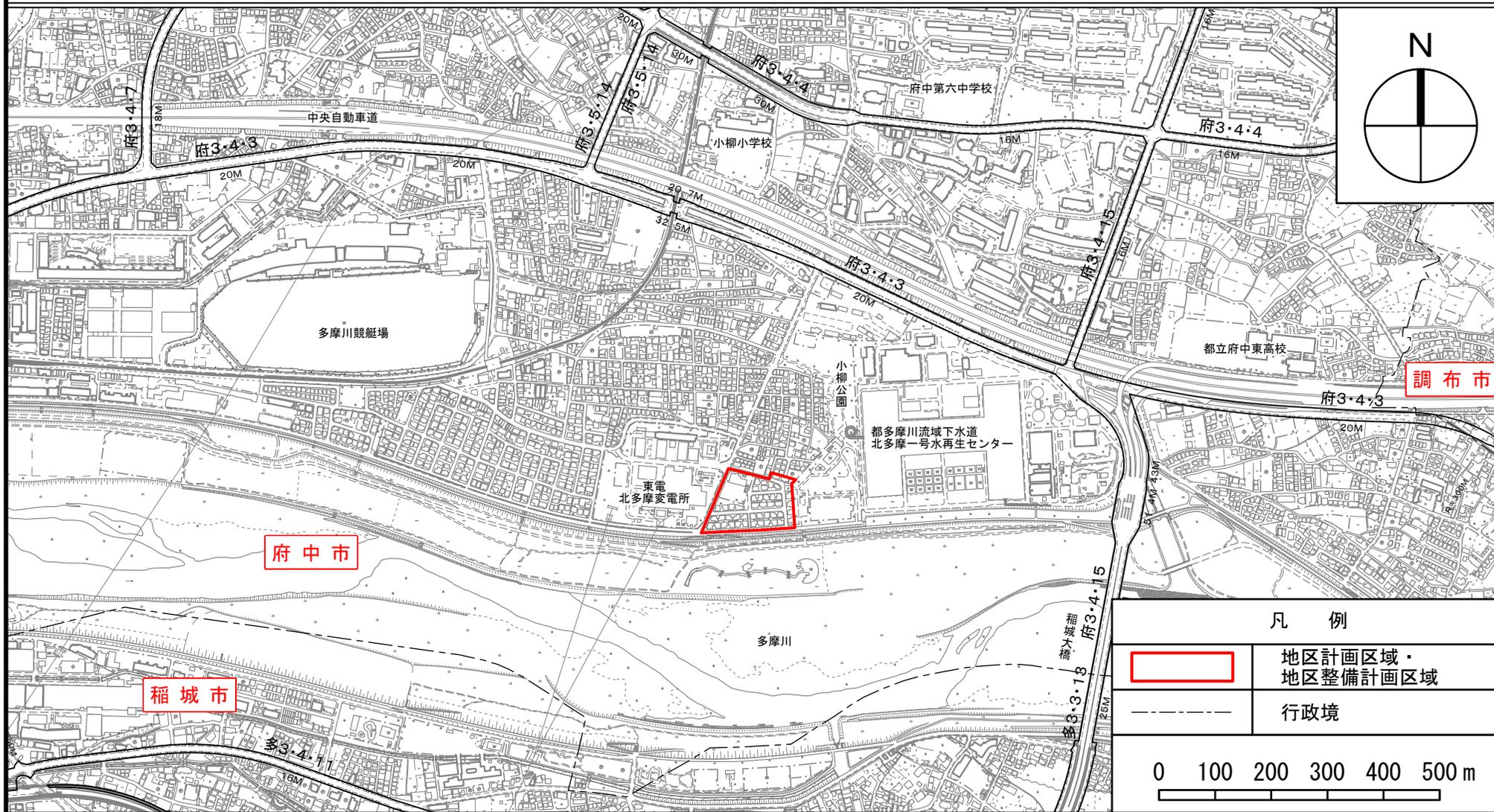
令和7年9月11日

府中市長 高野 律 雄

縦覧場所	府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室
縦覧期間	令和7年9月11日から同年9月25日まで
意見書の提出先	府中市寿町一丁目5番地 府中市都市整備部計画課
意見書の受付期間	令和7年9月11日から同年10月1日まで

府中都市計画地区計画 小柳町六丁目地区地区計画 位置図

〔府中市決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）6都市基交著第16号
（承認番号）7都市基街都第121号、令和7年6月20日